

育児休業等終了時報酬月額改定申出書

神戸市職員共済組合

組合員が記入するところ	所属コード					所属名						
	組合員証の記号・番号	記号		番号					育児休業等終了前の標準報酬月額		等級	円
	フリガナ							生年月日	昭和	年	月	日
	組合員氏名								平成			
	フリガナ							生年月日	令和	年	月	日
	養育する子の氏名											
	育児休業期間	(初日)	令和	年	月	日	(末日)	令和	年	月	日	
	<p>地方公務員等共済組合法第43条第12項の規定により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し上げます。</p> <p>神戸市職員共済組合理事長 宛 令和 年 月 日</p> <p>(郵便番号 -)</p> <p>住所 _____</p> <p>電話() - _____</p> <p>申出者 氏名 _____</p> <p><input type="checkbox"/> 算定の結果、標準報酬月額が上がる場合は、この申出を取り下げます。 (※ 取下げを希望する場合のみ、上記にチェックしてください。)</p>											
	所属確認欄	<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日</p> <p>また、上記の記載事項について誤りが無いか申出者に確認したことを報告します。</p>										
		所属所長	補職名									
	氏名											

《提出にあたっての注意事項》

- 上記の太線の枠内を記入し、所属で確認を受けてから提出してください。
- 育児休業期間の初日及び末日は、育児休業の承認を受けた期間を記入してください。
- 育児休業終了日の翌日に産前産後特別休暇を取得している人は、「育児休業等終了時報酬月額改定」を申し出ることができません。
- 「育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月間」とは育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限ります。
- 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第2条第1項または第10条第1項による派遣職員の方は、「所属」を「派遣先団体」と読み替えてください。
- 標準報酬月額は掛金、給付（育児休業手当金や年金等）の算定の基礎となるものです。再び育児休業を予定している場合等において、育児休業手当金等の算定基礎が改定後の標準報酬月額となる場合は、申出により等級を下げる改定を行うと、手当金の給付額も下がりますのでご注意ください。

共済組合受付印